

## ○点検の目的

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であるため、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成13年4月施行の「適正化法」では、より一層の適切な施工体制の確保が求められるとともに、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれるなど、より一層適正な施工体制の確保並びに徹底が求められているところです。

このため、東北地方整備局では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法の趣旨の徹底をより一層図るため、平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する一斉点検」を実施しました。

## ○点検対象工事件数（部門別）

全体で159件の工事（稼働中工事1,019件の約16%）を点検しました。このうち低入札工事は、46件（稼働中工事57件の約81%）でした。

	稼働中工事件数		点検工事件数	
	H18	H19	H18	H19
	土木	938 (72)	926 (51)	109 (56)
港湾	28 (0)	58 (2)	9 (4)	18 (2)
営繕	15 (4)	35 (4)	4 (1)	5 (4)
計	981 (76)	1,019 (57)	122 (61)	159 (46)

H19.10.1現在

※（ ）は、低入札工事件数

## ○点検内容

基本点検

### 【監理技術者の配置等に関する点検項目】

- ①主任技術者等の資格と常駐状況
- ②監理技術者資格者証の提示、講習修了証の確認
- ③主任技術者等の同一性の確認

### 【施工体制台帳の備え付けに関する点検項目】

- ①施工体制台帳の備え付けの把握
- ②施工体系図の掲示
- ③建設業許可証の掲示の確認
- ④建退共加入者証の掲示状況
- ⑤労災保険関係成立票の掲示状況
- ⑥工事カルテの登録状況

### 【下請け契約に関する点検項目】

- ①下請の建設業許可
- ②軽微な工事の下請け契約
- ③明確な工事内容での下請契約
- ④適切な請負代金の支払い方法

一括下請点検

### 【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】

- ①技術者の常駐状況
- ②発注者との協議
- ③住民への説明
- ④官公庁等への届け出
- ⑤隣接工事との調整
- ⑥施工計画書
- ⑦工程管理の実施状況
- ⑧施工管理
- ⑨下請負業者の完成検査
- ⑩安全管理
- ⑪施工調整・指導監督

### 【施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）項目】

- ①主たる一次下請人に直営施工がない
- ②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工
- ③工区割された近接工事を同一一次下請人が施工
- ④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工

### 【下請業者の点検項目】

- ①下請の主任技術者の配置状況
- ②下請の主任技術者へのヒアリング

## ○点検方法

点検は当該工事を担当する監督職員以外の職員による抜き打ち点検とし、港湾空港整備・補償課長等及び技術・評価課長等、各事務所においては、工事品質管理官及び副所長等により行いました。なお、主任監督員等の監督職員の立会の上で、各工事現場に立ち入り、関係資料の提示を求め実施しました。

## ○点検結果

## 【基本的な点検項目】

点検項目	監理技術者資格者証の提示			監理技術者講習修了証		
	点検結果	確認できた	資格者証の不携帯	不在で確認できず	確認できた	不携帯で確認できず
工事件数	124(39)	0	0	124(39)	0	0

※( )は、低入札工事件数

点検項目	監理技術者、主任技術者の常駐(同一性)			建設業許可票の掲示			
	点検結果	常駐している	常駐していない	不在	元請・下請ともに掲示	元請・下請の一部の掲示	元請のみ掲示
工事件数	159(46)	0	0	159(46)	0	0	0

※主任技術者は、同一人であった。

点検項目	建退共加入者証の掲示			労災保険成立票の掲示		工事カルテの登録申請状況		
	点検結果	掲示有り	掲示無し	掲示の必要なし	掲示有り	掲示無し(確認不可)	契約後10日以内に登録申請	契約後10日以上経過後に登録申請
工事件数	157(45)	0	2(1)	158(46)	1(0)	156(44)	3(2)	0

点検項目	施工体制台帳の備え付け				施工体系図の掲示			
	点検結果	台帳・添付書類で確認	内容・添付書類に一部不備	確認できなかった	対象外	工事現場の関係者及び公衆の見やすい場所の両方に掲示	工事現場の関係者又は公衆の見やすい場所の片方のみ掲示であるが、両方の場所の役目を果たしている	工事現場の関係者又は公衆の見やすい場所の片方に掲示
工事件数	152(44)	4(2)	0	3(0)	127(35)	26(9)	2(2)	4(0)

点検項目	明確な工事内容での下請け契約			
点検結果	全ての下請契約で、契約書等に、契約工種、数量が明記され、機械費及び材料費が含まれているか否かも明記されている。	一部の下請契約で契約書等に、契約工種、数量が明記されているが、機械費又は材料費が含まれているか否かが明記されていない。	一部の下請契約で契約書等に、機械費又は材料費が含まれているか否かが明記されているが、契約工種、数量が明記されていない(一式契約の工種がある)部分がある。	全て又は一部の下請契約で契約書等に、契約工種、数量が明記されていない(一式契約の工種がある)部分があり、機械費又は材料費が含まれているか否かも明記されていない。
工事件数	127(41)	25(4)	2(1)	2(0)

点検項目	適切な請負代金の支払い方法		
点検結果	全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載され、その方法が現金20%以上、手形120日以内となっている。	一部又は全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されているが、その方法が現金20%以上、手形120日以内となっていない。	一部又は全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載されていない。
工事件数	155(46)	1(0)	0

## 【元請負業者の下請施工の関与状況に関する点検項目】

元請負業者の下請施工の関与状況は、一部不良や不良となるケースが見られたため、点検時に改善の指導をしています。特に、品質確保について、店社パトロールの実施、品質計画等の立案、災害防止協議会の設置と開催、新規入場者の教育、作業手順書の作成などの項目で一部不良あるいは不良となるケースが多く見られました。

下記に、元請負業者の関与に一部不良あるいは不良として改善指導された工事件数を示します。

	指導件数	うち低入札工事の件数
①技術者の常駐 ①-1 現場代理人 ①-2 監理技術者 ①-3 主任技術者	0件 0件 0件	— — —
②発注者協議	5件 (一部不良)	4件 (一部不良)
③住民説明	1件 (不良)	0件
④官公庁届け出	1件 (不良)	0件
⑤近接工事	3件 (不良)	2件 (不良)
⑥施工計画 ⑥-1 提出日 ⑥-2 品質計画 ⑥-3 設計照査	0件 3件 (一部不良) 2件 (不良)	— 2件 (一部不良) 1件 (不良)
⑦工程管理	5件 (一部不良、不良)	2件 (一部不良、不良)
⑧施工管理 ⑧-1 品質確保 ⑧-2 検査記録 ⑧-3 段階確認	2件 (一部不良) 1件 (一部不良) 1件 (不良)	1件 (一部不良) 1件 (一部不良) 0件
⑨下請負の完成検査	6件 (一部不良)	2件 (一部不良)
⑩安全管理 ⑩-1 KY 活動 ⑩-2 安全巡視 ⑩-3 安全衛生責任者 ⑩-4 作業主任者 ⑩-5 災防協 ⑩-6 店社パトロール ⑩-7 新規入場者教育	1件 (不良) 5件 (一部不良、不良) 3件 (不良) 3件 (不良) 9件 (不良) 6件 (一部不良) 4件 (一部不良)	0件 2件 (一部不良、不良) 0件 0件 3件 (不良) 1件 (一部不良) 2件 (一部不良)
⑪施工調整・指導監督 ⑪-1 施工体制台帳の把握 ⑪-2 下請負業者 の主任技術者資格 ⑪-3 安全管理の指導 ⑪-4 工程会議 ⑪-5 段階確認 ⑪-6 作業手順書	2件 (一部不良) 0件 4件 (不良) 6件 (一部不良) 2件 (不良) 10件 (不良)	1件 (一部不良) — 2件 (不良) 2件 (一部不良) 2件 (不良) 4件 (不良)

※一部不良：確認できる書類等があるが、記載内容に不備のあるもの

※不良：確認できる書類等が現場に備えつけられていない等

## 【施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）項目】

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 主たる一次下請人に直営施工がない件数          | 0件 |
| (2) 特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工している件数  | 0件 |
| (3) 工区割された近接工事を同一一次下請人が施工している件数 | 0件 |
| (4) 下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工している件数  | 0件 |

## 【下請業者の点検】・・・（平成18年度から新たに実施）

請負額 2,500 万円以上（建築工事にあつては 5,000 万円以上）の一次下請業者に対して、適切な下請契約がなされているか、下請業者の主任技術者へヒアリングを実施しました。

点検項目	下請の主任技術者の専任（常駐）		
点検結果	常駐している	常駐していない	不在 （元請の主任 （監理）技術 者が承知して いる）
工事件数	68(27)	0	2(1)

※（ ）は、低入札工事件数

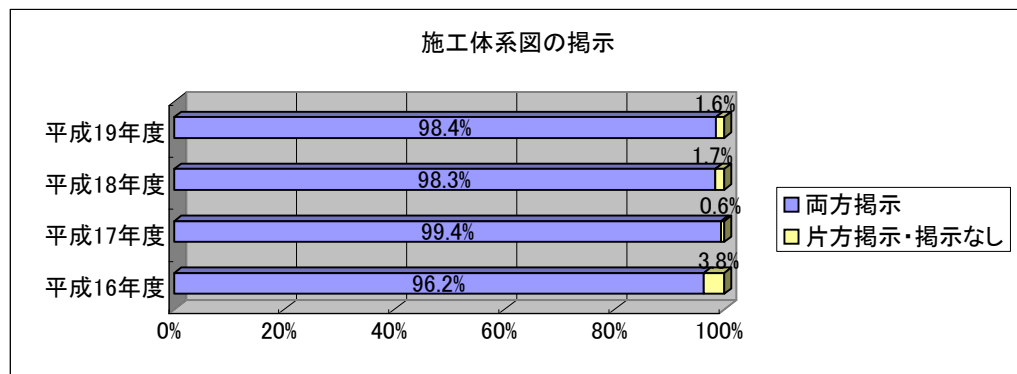
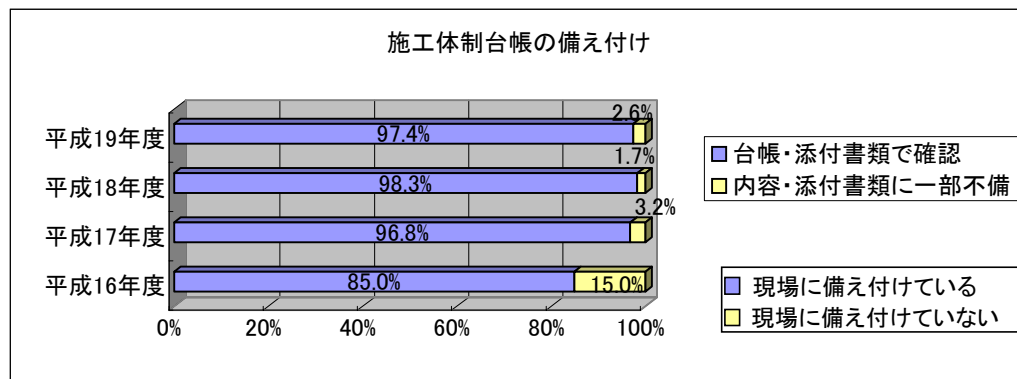
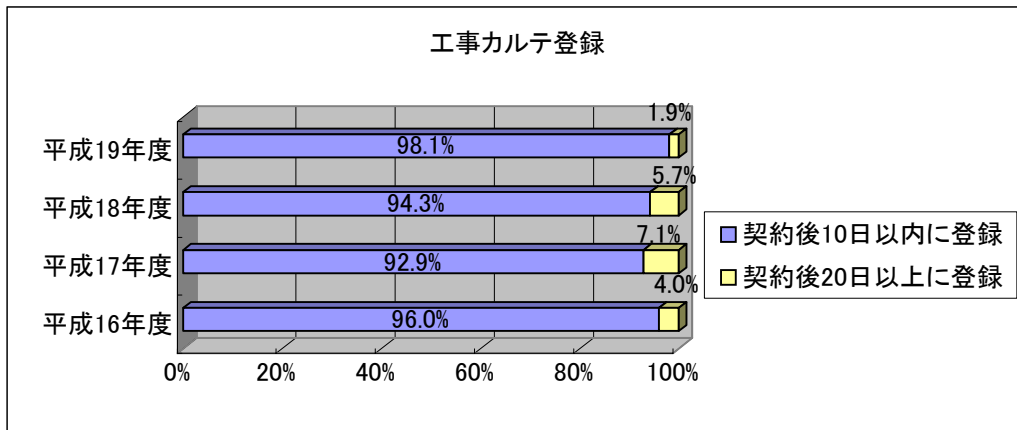
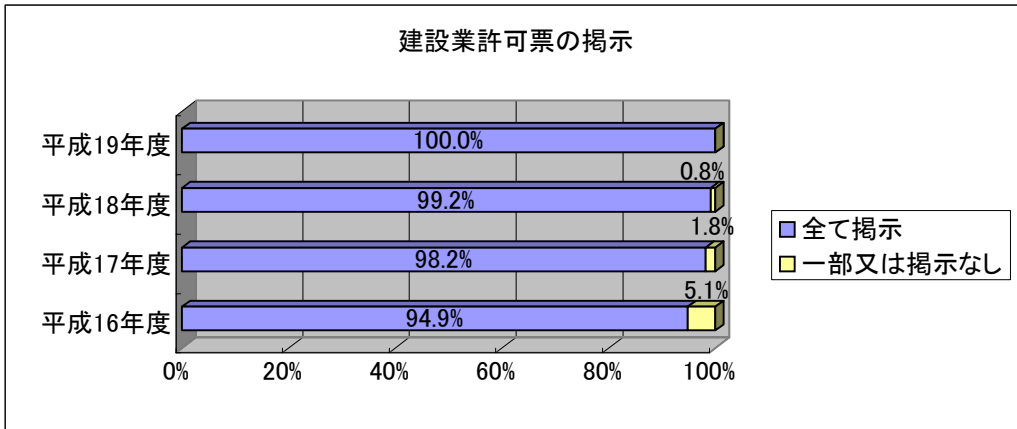
点検項目	不当な低い請負代金の禁止				
点検結果	注文者が自己 の取引上の地 位を不当に利 用した	注文者が自己 の取引上の地 位を不当に利 用していない	請負代金の額 が通常必要と 認められる原 価に満たない	請負代金の額 が通常必要と 認められる原 価を満たして いる	現場ではわか らない
工事件数	0	51(21)	0	0	19(7)

点検項目	不当な使用資材等の購入強制の禁止				
点検結果	工事に使用す る資材又は機 械器具を指定 され利益を害 された	工事に使用す る資材又は機 械器具を指定 して購入させ られることは なかった	工事に使用す る資材等の購 入先を指定さ れ利益を害さ れた	工事に使用す る資材等の購 入先を指定し て購入させら れることはな かった	現場ではわか らない
工事件数	0	59(24)	0	0	11(4)

点検項目	請負代金の支払い実態				
点検結果	契約書とおり 支払われている	契約書と相違 する支払い	代金が支払わ れていない	最初の支払い 時期がきてい ない	現場ではわか らない
工事件数	48(19)	0	0	4(2)	14(7)

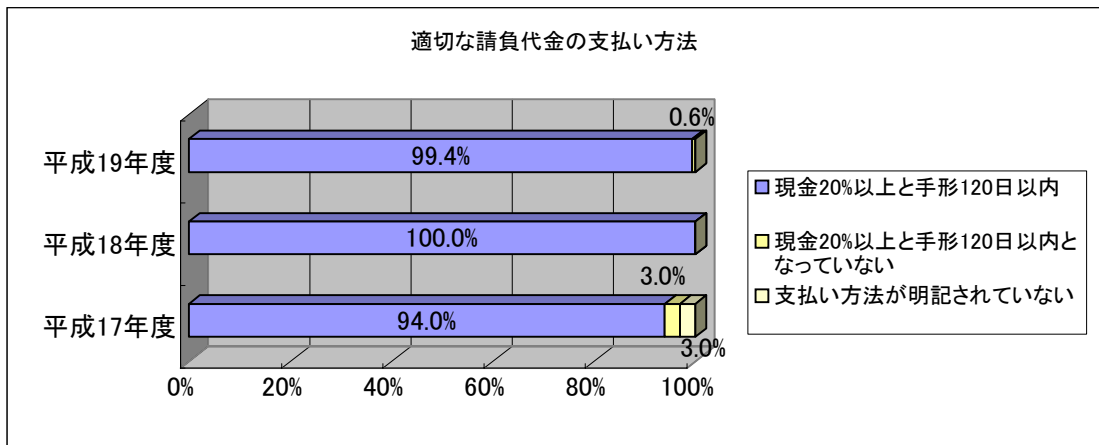
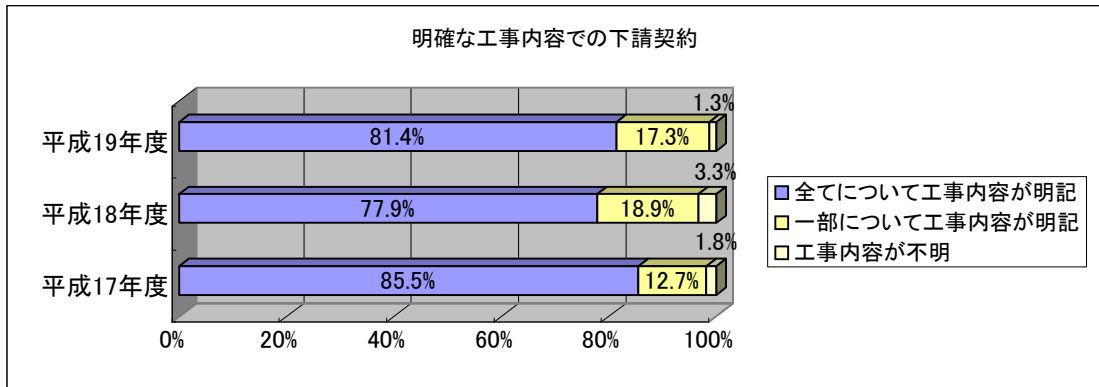
○点検結果

【基本的な点検項目(その1)】



## ○点検結果

### 【基本的な点検項目(その2)】



○点検結果

【下請業者の点検項目】

